

医心 伝心

控除対象外消費税問題の 解決を目指して

県医師会常任理事 堀地 肇

消費税10%への引き上げが行われるのか、それとも行われぬのか。これは衆参同日選挙の可能性とともに、いろいろな意見や憶測がある政治的なテーマとなっています。いろいろな立場の方がそれぞれの思惑を持って発言していますが、現実には全く不明と言ってよいでしょう。なぜこの期に及んでも状況が見えないのか。それは、あくまでこれらの決定は理屈や道理だけで決まるわけではなく、永田町や霞が関の人たちの思惑と偶然から混沌の中で決まるのではないかと感じています。その混沌の中に少なくとも一石を投じることができるようになるためには、日頃から私たちの主張を国政に届ける努力を行う必要があります。日本医師会でも税制改正大綱における要望実現項目を政府や与党に提出するとともに、県医師会では県議会に働きかけ、「医療等に係る消費税問題の抜本的解決のための請願」を本年3月に採択していただきました。

控除対象外消費税の問題は、いろいろな調査で診療報酬上補填不足があるにもかかわらず、財務省では補填不足はないとの立場を崩してはいないところに問題があります。現在の控除対象外消費税の問題は、かつて消費税が導入された時に、医療分野の非課税を当時の医師会や病院四団体が求めたことに端があります。この時に消費税分を診療報酬に上乗せし、医療機関の消費税負担を転嫁する方法がとられることとなりました。しかし、消費税5%の時点で社会保険診療報酬には過去に合計1.53%消費税分の上乗せがありましたが、調

査では医療機関は約2.2%の消費税負担があることがわかっています。改定時の上積み不足とその後の消費税の上乗せされた診療報酬点数項目の廃止やマルメ化により、上乗せした消費税分が消滅し、実際の負担との乖離が大きくなっています。特に設備投資の大きな医療機関、すなわち地域の基幹病院において消費税負担が大きくなることから、控除対象外消費税の問題は地域医療にとっても大きな問題と考えられます。今後の消費税の拡大に伴い、この問題はさらに乖離が大きくなると考えられ、消費税10%改定時の解決を逃しては将来に禍根を残すことになりかねません。

医療や福祉は人権にも関わる領域であり、財政上は聖域であればよいのですが、「骨太の方針2015」により社会保障費の伸びを単年度5000億円に抑制すると厳しい枠がはめられ、診療報酬改定では本体プラスであるものの、ネットマイナスになるなど、近年は極端な経済的合理性を求められています。しかし、医療は人の「幸福」をそもそものoutputとしている以上、その合理性は単に数字で評価できるものではないことは当然と考えられます。医療のoutputを社会に正当に評価してもらうことにより、医療の経済的な問題の解決につなげたいと考えていますが、現実には予算に大きな影響力を持つ国および地方の議員の先生方の理解を得ることが最も重要です。今後もいろいろな選挙が控えております。会員の先生方のご協力をよろしくお願い致します。